

# 大山崎町教育委員会議事録

—令和5年 教育委員会2月定例会—

大山崎町教育委員会

## 令和5年 教育委員会2月定例会 議事録

1. 日 時 令和5年2月27日(月)

開会 午後1時30分 閉会 午後2時00分

2. 場 所 大山崎町役場 3階 中会議室

3. 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 諸報告について

日程第3 (第1号議案) 大山崎町議会の議決を経るべき議案(大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)について

日程第4 (第2号議案) 令和5年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

日程第5 その他

4. 出席委員

教 育 長	馬 場 信 行
教育長職務代理者	吉 川 栄 一
委 員	南 顕 融
委 員	宮 本 佳 子
委 員	湊 田 瑞 希

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課担当課長兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、生涯学習課総括主幹兼文化芸術係リーダー、体育館館長、学校教育課主幹兼学校教育係リーダー(書記)

7. 傍聴者

なし

## 会 議 内 容

教育長

今日は昨日よりも少し暖かくなり、二十四節季では雨水、七十二候では草木萌動（そうもくめばえいずる）、やわらかい春の日差しの中で、草木が芽吹きはじめる時ということでございます。

私のベランダのプランターにハコベがありまして、白い小さな花がついていました。春はもうすぐそこまできたのだなと思っております。

学校でも卒業式を中学校では3月15日、小学校では3月20日に控えており、準備や練習が始まっているのではないかと考えております。

このような中、皆様にはお忙しいところお集りいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本町の教育行政にご指導、ご協力いただきましてありがとうございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それではただいまから、令和5年大山崎町教育委員会2月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告いたします。

**【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】**

次に、各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局

**【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】**

事務局

**【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】**

教育長

ありがとうございました。

ただ今の報告で、質疑等がございましたらご発言ください。

質疑もないようですのでこれを持って諸報告を終わります。

次に、日程第3、（第1号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）についてを議題といたします。

第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。

それでは、（第1号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）ご説明いたします。

こちらの条例改正につきましては、厚生労働省が昨年末に省令を発布いたしまして、そちらの省令に規定されました放課後児童クラブにおける安全計画の策定、業務継続計画の策定及び静岡県等で起こりました痛ましい事件でありますけれども、バスの中に子ども等がとり残された事件に基づきまして、バスに対する安全な運行基準を規定するという省令が発布されましたので、それに基づきまして、大山崎町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正すべく議会に提案するため、本委員会で議決を行っていただきたいものでございます。

具体的な説明といたしまして、資料の12ページ、こちらが議会に提案する案となっております。

まず、第6条の2といたしまして、安全計画の策定等、こちらを定めております。

続きまして、第6条の3におきましては、自動車を運行する場合の所在の確認事項を規定する予定としております。

次に、第12条の2におきましては、業務継続計画の策定等を定める予定としております。

また、第13条におきましては、衛生管理等ということで、感染症対策、食中毒対策についてあわせて規定させていただこうとするものでございます。

なお、安全計画等に関しましては、令和5年度に関しては努力義務、令和6年度からは必須の計画となっております、業務継続計画に関しましては、町単位では努力義務となっておりますので、引き続き検討を重ねて参りたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、第1号議案の説明とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第1号議案に対する質疑を行います。

委員 経過措置の箇所ですが、1年間は努力義務になっているということでしょうか。

それと、「安全計画を策定し」というのは、経過措置にいれなくていいのか、「安全計画を策定しなければならない」と考えればいいのか、それとも安全計画も努力義務として経過措置が1年間あると考えればいいのか。

事務局 委員ご質問のとおり、安全計画につきましては、令和5年度中は、努力義務といったかたちで公布されておりまして、令和6年度からは必須の計画と国の方で規定しているところであります。

しかしながら、町では既に安全マニュアルを策定しておりまして、そこと重なる部分はございますが、令和5年度中に検討を重ねまして、安全計画という形で施行したいと考えております。

教育長 それでは、討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第1号議案) 大山崎町議会の議決を経るべき議案(大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、第1号議案に係る町議会への提出議案につきましては、明日2月28日開会予定の令和5年大山崎町議会第1回定例会に提案させていただくこととします。

ありがとうございました。

次に、日程第4、(第2号議案) 令和5年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてを議題といたします。

第2号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案 「令和5年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択」についてご説明させていただきます。

学校教育法附則第9条の規定により、小学校及び中学校の特別支援学級では、児童生徒の障害の状態や、指導計画をふまえ、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、教育委員会の採択に基づき、他の適切な教科用図書を使用できるとされています。

そこで、本町小学校におきまして、議案資料として16ページの一覧表に掲

載しております一般図書を使用したく、教育委員会の採択を求めるものであります。

審議の参考として「一般図書採択理由書」も添えておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

なお、「一般図書採択理由書」につきましては、本日の定例会審議終了後は、回収させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

第2号議案の説明は以上であります。ご審議賜りまして、採択いただきますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第2号議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑を終結いたしまして、討論を行います。

討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第2号議案) 令和5年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

まず、事務局から、その他報告事項があるようですので、説明をお願いします。

事務局

それでは、小中学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況についてご報告申し上げます。

令和5年2月24日現在の感染者数でございますが、令和4年度1月及び2月の状況でございますが、令和5年1月が35名、2月が21名となっております。

内訳でございますが、1月は大山崎小学校が20名、第二大山崎小学校が9名、大山崎中学校が6名の合計35名という状況でございます。

2月は大山崎小学校が12名、第二大山崎小学校が6名、大山崎中学校が3名の合計21名となっております。

感染者が出た場合は、その都度学校から報告をいただいている状況ですが、

2月に入りまして上旬、中旬、下旬とだんだん報告者数が減ってきている状況でございます。

学校教育課からは以上でございます。

事務局

私からは、令和5年度放課後児童クラブの入所決定状況についてご報告申し上げます。

11月の当定例会においてご報告いたしましたとおり、昨年11月7日から12日までの受付期間内の入所申込数は260名であった旨をご報告させていただいておりましたが、その後も申込書の提出漏れや転入等による申込みがございまして、2月中の決定時点では、283名の子どもたちに対して入所決定を行い、入所決定通知を発送させていただいたところであります。

前年度と比較して、47名の児童の保育を担うことになったことから、令和5年度においては、2名の月額会計年度任用職員と5名の時間額会計年度任用職員の増員を新年度予算に計上しており、これらとあわせて人材派遣の活用のための委託料につきましても新たに計上させていただいているところでございます。

また、人数の増加に伴い、なかよしクラブにおいては小学校と協議のうえ、令和5年度の特別教室の使用についてご了承いただきましたので、これらを活用して保育にあたってまいりたいと考えております。

保育所の入所児童の推移から今後同様の入所希望が見込まれることから、新施設の建設にあたりましても、検討を開始しているところでございます。

以上、簡単ではございますが私からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項について、各委員から質疑等はございますか。

委員

それぞれの学年全体の人数を教えてくださいませんか。何パーセント位の方が入会されるのかと思ひまして。

事務局

パーセントまではわかりませんが、来年度の予定者数を申し上げますので、その人数との比較でご確認いただければと思ひます。

大山崎小学校の新1年生が99名、新2年生が84名、新3年生が103名、新4年生が96名の予定でございます。

続きまして、第二大山崎小学校の新1年生が57名、新2年生が47名、新3年生が54名、新4年生が38名の予定でございます。

教育長

他にございませんでしょうか。

ないようですので、以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、令和5年大山崎町教育委員会2月定例会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。



大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年2月27日

教 育 長 署 名 \_\_\_\_\_

教育長職務代理者 署 名 \_\_\_\_\_

委 員 署 名 \_\_\_\_\_

委 員 署 名 \_\_\_\_\_

委 員 署 名 \_\_\_\_\_

書 記 署 名 \_\_\_\_\_